

鳥取縣公報

昭和二十五年十月三日 火曜日

第二千百四十八号

本書ノ大判サヘ國定規格A五判

規則

(試験及び合格証書)

◇鳥取縣規則第七十五号
クリーニング業法施行細則を次のようく定める。

昭和二十五年十月三日

鳥取縣知事 西尾愛治

クリーニング業法施行細則

(營業届)

第一條 クリーニング業法施行規則(昭和二十五年厚生

省令第三十五号以下省令といふ)第一條に規定するクリーニング營業届は別記第一号様式とする。

2、前項の届書を受理したときは別記第二号様式による届出済証を交付する。

3、營業者は前項届出済証の交付を受けたときは營業所の見易い個所に掲げなければならない。

(免許及び登録)

(ドライクリーニング師原簿)

第四條 法第八條及び省令第五條に規定するドライクリーニング師原簿は別記第五号様式とする。

第五條 省令第四條に規定するドライクリーニング師免

許申請書は別記第六号様式とする。

第六條 省令第六條の規定による免許証の再交付申請書

00345

は別記第七号様式による。

第七條 省令第八條の規定による登録事項変更届は別記
第八号様式とする。

第八條 省令第九條の規定による業務地変更届は別記第
九号様式とする。

(文書の経由)

第九條 法、省令及びこの規則の規定による申請書並び
に届出書は各二通作成し営業所々在地を管轄する保健
所を経由しなければならない。

附 則

- 1、この規則は公布の日から施行する。
- 2、この規則施行の際現に営業中のものは第一條の規定
に準じこの規則施行の日から一箇月以内に届け出なけ
ればならない。

別記様式第一号

クリーニング営業届
本籍地 現住所

年 月 日

右

名

鳥取縣知事宛

氏 年 月 日
名

（本籍、住所、氏名、生年月日、從業年月日）
（本籍、住所、氏名、生年月日、登録番号、登録
年月日、從業年月日）
八、クリーニング所の構造及び設備の概要
九、電氣機械器具を使用するものはその種類及容量

氏 年 月 日
名

（本籍、住所、氏名、生年月日、從業年月日）
（本籍、住所、氏名、生年月日、登録番号、登録
年月日、從業年月日）
一、クリーニング営業場所
二、業務場所
三、開設年月日
四、名称又は屋号 電話番号 局 番
五、經營者、管理者の本籍住所、氏名、生年月日
(經營者が法人の場合、その名称、事務所、所在
地及び代表者の住所、氏名)
六、從事者数

00346

別記様式第二号

19 cm

20 em

第 号
クリーニング業法による
營 業 届 出 済 証
クリーニング所々在地
氏 名 年 月 日 生 地
鳥 取 縣 國

現住所

氏 年 月 日
名

私今回施行せられるドライクリーニング師試験を受験
したいから関係書類を添えてお願いします。

年 月 日

右

氏 年 月 日
名 國

(添付書類)

1、履歴書

2、寫真一葉(手札形出願前、六ヶ月以内に正面で

撮影したもの裏面に氏名生年月日記入)

別記様式第四号

第 号

本籍 合格証書

本籍地

ドライクリーニング師受験願書

別記様式第三号

鳥取縣公報

第二千百四十八号 昭和二十五年十月三日

(第三種郵便物認可)

氏 年 月 日
名 國

00347

昭和 年 月 日 施行のドライクリーニング師

試験に合格すよつてこの証を交付する。

年 月 日

鳥取縣知事 氏 名 印

別記様式第五号

ドライクリーニング師原簿

業務種別	昭和年月日		本籍 現住所
	年	月	
免許証番号及第	昭和年月日	年月日	年月日
ドライクリーニング師試験及び番号	昭和年月日	年月日	年月日

右の者クリーニング業法施行規則第四條の規定により免許願いたく必要書類を添えて申請します。

年 月 日

氏 名 印

鳥取縣知事宛

註 戸籍謄本(抄本) 合格証書の寫を添付すること。

別記様式第七号

ドライクリーニング師免許書再交付申請書

備考	昭和年月日		本籍 現住所
	年	月	
免許取消の由又は業務停止の由及び再交付免許の再交付の年月日	昭和年月日	年月日	年月日
ドライクリーニング師試験の合格年月日	昭和年月日	年月日	年月日

00348

氏 名 年 月 日 生

右の者クリーニング業法施行規則第六條に基き左記の通り損失しましたから再交付願います。

右の者今回登録事項を左記の通り変更しましたからリーニング業法施行規則第八條の規定によりお届けします。

記

新本籍地 新住所地 旧住所地
新氏名 年 月 日 旧氏名一、免許証番号
二、交付年月日
三、再交付を受けようとする理由

年 月 日

名 印

鳥取縣知事宛
註 免許証及び戸籍謄本(抄本)添付のこと。

別記様式第八号

ドライクリーニング師登録事項変更届

本籍地

氏 年 月 日 生

現住所

氏 年 月 日 生

本籍地

氏 年 月 日 生

現住所

別記様式第九号

ドライクリーニング師業務地変更届

本籍地

右の者今回業務地を左記の通り変更しましたからクリ
ーニング業法施行規則第九條の規定によりお届けしま
す。

記

新業務地

旧業務地

年 月 日

右

氏 名 印

鳥取縣知事宛

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十五年十月三日

告

示

◆鳥取縣告示第四百九十六號

次の者は兒童福祉法施行令第十三條第一項第一号の規定
により昭和二十五年九月五日附をもつて保母たるの資格
を有する者であることを証明した。

昭和二十五年十月三日

鳥取市 北條 はる 中村 キミ
米子市 齊藤 立子 妹尾みち子
八頭郡 木原 尤子
西伯郡 松井 瑞枝 西田 操

訓 令

◆鳥取縣訓令甲第二十二號

昭和二十一年十月鳥取縣訓令甲第三十五號生活保護事務

取扱手續を昭和二十五年九月二十一日限り廃止した。

市町村長
民 生 委 員
昭和二十五年十月三日

◆鳥取縣告示第四百九十八號

建設業法(昭和二十四年八月法律第百号)第八條の規定により次の者を建設業者登録簿に登録した。

昭和二十五年十月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者 氏名

鳥取縣知事登錄
(い) 第一七八号

昭和二十五年八月二十九日

日產興業株式會社 鳥取市大工町頭五〇ノ三

取締役社長 中川信正

同 第一七九号 同 三十日

徳田 組

氣高郡明治村大字根原七九八

徳田義延

同 第一八〇号 同 九月 二日

浦田 工務店

東伯郡長瀬村大字長瀬一〇三五

浦田義治

同 第一八一號 同 五日

鳥取建設株式會社

鳥取市川外大工町二九ノ一

取締役社長 村津民藏

同 第一八二号 同 八日

富士水道工業所

同 東品治町一〇四ノ一

楠城寛治

同 第一八三号 同 十六日

有限會社 小野組

米子市明治町五九

取締役社長 小野鹿朗

同 第一八四号 同 旭 組

鳥取市吉方町一五七

岸本虎治

同 第一八五号 同

米子電業株式會社

米子市加茂町二丁目九三

代表取締役 安部寛治

◆鳥取縣告示第四百九十九號

自作農創設特別措置法第三十條の規定により昭和二十三年十月二日をもつて買收した土地につき同法第三十四條の規定に基き第九條第一項但書の規定によつて(買收令書の交付をすることができないものにつきその交付に代え)次のよ

00351

昭和二十五年十月三日

鳥取縣知事
鶴 爰 治

所有者不明及交付不能買收令書一覽表

買收時期	昭和23年10月2日買收	支拂時期	昭和23年10月2日より一年内に日本勧業銀行鳥取支店に支拂う。					
記号	所有者又は 番名	住 所	土地の所在地番 地 帳	面 積	対 價	報價 金額	支拂方法	其の他
鳥取若 郷士ち	野呂藤兵衛	岡山縣津山市船頭町二十七番地	鳥取縣八頭郡若櫻町大字諸鹿字賀留原949ノ1	495.020	10,693.44	693.44	10千円	地上権にて 支拂する損失補償
同補ち 同	同	同	山 林	173.000	2,242.08	242.08	2千円	
計				668,020	12,935.52	935.52	12千円	

◇農政縣知事第五百号

家畜傳染病予防法第七條の規定により次の日程により種

鶏に對しひな白痢検査を施行する。

検査日

検査区域

七日	東伯郡由良町	十一十七日	西伯郡上道村
十日	日野郡溝口町	一十八日	同 崎津村、彦名村
十一日	同 神奈川村	一十九日	同 上道村
十二日	同 米沢村	三十日	同 余子村
十三日	同 日野村	十一月 六日	西伯郡光德村、御來屋町
十一月 六日	東伯郡南谷村、上小鶴村	七日	同 同 同 所子村
七日	同 南谷村	八日	同 高麗村
九日	東郷村	九日	同 同 同
十日	同 古布庄村	十日	同 春日村、米子市博労町
十六日	西伯郡渡村	十一日	米子市久米町
十七日	同 大和村	十二日	西伯郡崎津村、中浜村
十八日	同 大高村	十四日	同 大篠津村
二十九日	五千石村	十五日	同 渡村
三十一日	幡鄉村	十六日	同 同
三十一日	五千石村、成実村	三十一日	東伯郡長瀬村
三十四日	同 天津村、大国村	三十四日	同 由良町
三十五日	米子市米原	三十五日	同 大誠村

00354

00353

二十七日	同	下北條村
二十八日	同	下鄉村、八橋町
二十九日	同	成実村、上中山村
十月 九日	氣高郡豐実村	
十一月 十日	同	東鄉村、末恒村
十一日	同	逢坂村
十二日	東伯郡西鄉村	
十三日	同	西鄉村、三朝村
十四日	米子市角盤町	
十五日	同	西福原、皆生
十六日	同	三本松、博勞町
十七日	岩美郡浦富町、東村	
十八日	同	大岩村
十九日	岩美郡日吉津村、巖村	
二十日	同	法勝寺村
二十一日	東伯郡高城村、社村	
二十二日	東伯郡社村、灘手村、上北條村、中北條村、下北條村	
二十三日	大誠村、由良町、上井町、倉吉町、西鄉村、高	
二十四日	城村、小鹿村、小鴨村、舍人村、三德村、長瀬	
二十五日	村、淺津村、宇野村、花見村、旭村、山守村、	

◇鳥取縣告示第五百一號
昭和二十五年九月鳥取縣告示第四百七十二號並びに同年
同月同告示第四百七十九號牛の流行性感冒予防規則（昭
和二十五年九月鳥取縣規則第七十一號）第一條の規定に
よる出入を禁止する地域中次の地域を九月二十九日で解
除了。

昭和二十五年十月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

出入解除地域

彙 報

鳥取食糧事務所長より鳥取食糧事務所米子支所手間出張
所の位置を左記に移転した旨通知があつた。

記

一、位置 鳥取縣西伯郡手間村大字天万五五九番地